被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　畜舎の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四・五　（略）
配合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの 二　一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五〇％以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの 三　化成肥料を配合したもの）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　畜舎の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）

被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四・五　（略）
配合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの 二　一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぷん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五〇％以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの 三　化成肥料を配合したもの）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）